

## 社会福祉法人大樹会 評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会（以下「法人」という。）の非常勤の評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2)役員とは、定款第15条に定める役員をいう。
- (3)評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条で定める評議員選任・解任委員会委員をいう。

### (報酬)

第3条 評議員等については、職務内容等に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1)評議員については、評議員会及びその他の会議等に出席した場合に、別表第1のとおり報酬を支給することができる。
- (2)理事長及び業務執行理事（副理事長）以外の役員については、理事会、評議員会及びその他の会議に出席した場合に、別表第2のとおり報酬を支給することができる。
- (3)理事長については、勤務形態に応じて、別表第3のとおり報酬等を支給することができる。ただし、別表第2及び別表第3において支給する役員に対する各年度の報酬総額については、1,650万円を超えない範囲とするものとする。
- (4)業務執行理事（副理事長）については、勤務形態に応じて、別表第6のとおり報酬等を支給することができる。
- (5)評議員選任・解任委員会委員については、評議員選任・解任委員会及びその他の会議等に出席した場合に、別表第4のとおり報酬を支給することができる。

2 前項第1号及び第2号並びに第4号に規定する会議等の出席に応じた報酬については、同日中に複数回の会議に出席しても重複して支給はしない。

### (退職慰労金等の支給)

第4条 非常勤の理事長が退任したときは、任期につき別表第4のとおり退職慰労金を支給することができる。

2 評議員等（理事長及び評議員選任・解任委員会委員を除く。）が退任したときは、在任中の功労に報いるため、別表第5に規定する額を上限に、功労金を支給することができる。

### (費用弁償)

第5条 評議員等が、会議等に出席したときは、会議開催場所までの交通費として、次のとおり定額で費用弁償として旅費を支給する。ただし、公共交通機関を利用する場合は実費とする。

(1) 評議員等の居住地と同一の市町村内であるとき 500円

(2) 評議員等の居住地と別の市町村であるとき 1,000円

(支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって支給することを原則とする。ただし、本人の希望により指定する口座に、期日を定めて支払うことができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(役員等費用弁償規程の廃止)

2 役員等費用弁償規程（平成6年12月6日社会福祉法人大樹会規程）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和元年9月18日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月20日から施行する。

別表第1（第3条第1項第1号関係）

1 非常勤の評議員に対する報酬

	日 額
非常勤評議員に対する報酬額	10,000円

別表第2（第3条第1項第2号関係）

1 非常勤の理事長以外の役員に対する報酬

	日 額
理事長以外の非常勤役員の報酬額	10,000円

別表第3（第3条第1項第3号関係）

1 非常勤の理事長に対する月額報酬

1月当たりの平均勤務日数	支給限度額
12日以上16日未満	875,000円

\*平均勤務日数が連続して3月を超えて、規定する日数の範囲を下回る場合は、支給額を見直すことができる。

2 非常勤の理事長に対する賞与

夏の賞与	2月以内
冬の賞与	2月以内

3 理事長の通勤に係る費用については、大樹会の給与規程に準じて支給することができる。

別表第4（第4条第1項及び第2項関係）

1 非常勤の理事長に対する退職慰労金

就任期間	支給限度額
1年未満	1月以内
1年を超え任期満了の日まで	2月以内

\*支給限度額は、別表第3の月額報酬を基礎として算出する。

2 非常勤の評議員等（非常勤の理事長を除く。）に対する退任功労金

就任期間	支給限度額
4年を超え10年未満	3万円以内
10年以上	5万円以内

別表第5（第3条第1項第4号関係）

1 非常勤の評議員選任・解任委員会委員に対する報酬

	日 額
評議員選任・解任委員会委員の報酬額	10,000円

別表第6（第3条第1項第3号関係）

1 非常勤の業務執行理事（副理事長）に対する月額報酬

1月当たりの平均勤務日数	支給限度額
4日以上8日未満	200,000円

\*平均勤務日数が連続して3月を超えて、規定する日数の範囲を下回る場合は、支給額を見直すことができる。